

外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る掲示事項

- 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に、当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。